

ツール・ド・九州2025 宮崎・大分ステージ フィニッシュ地点周辺等賑わい創出事業委託業務仕様書

1 委託業務名称

ツール・ド・九州2025 宮崎・大分ステージフィニッシュ地点周辺等
賑わい創出事業委託業務

2 委託者

ツール・ド・九州2025 宮崎・大分ステージ推進委員会 会長 工藤 哲史

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の目的

「ツール・ド・九州2025 宮崎・大分ステージフィニッシュ地点周辺等の賑わい創出事業による観光誘客、佐伯市の魅力PRのため、大会当日イベントを企画・提案のうえ、当日のイベント運営について委託するもの。

5 委託業務内容

(1) 賑わいエリアイベントの企画

ア 日 程

令和7年10月13日（月・祝）

イ 開催場所 ※位置関係、イメージは別紙1参照

- メイン会場
 - ・ 大手町駐車場・さいき城山桜ホール
- 観戦スポット
 - ・ かまえインターパーク
 - ・ 道の駅かまえ

ウ 開催時間（レーススタート時刻：10時 フィニッシュ予定時刻：12時45分）

※決定後、委託者との協議により最終決定とする。

- 大手町駐車場・さいき城山桜ホール：9時30分～15時
- かまえインターパーク：9時30分～14時
- 道の駅かまえ：9時30分～14時

エ さいき城山桜ホールの利用料について

- ・ 大ホール：12日（日）18時～13日（月）終日
- ・ 小ホール：12日（日）18時～13日（月）18時
- ・ 野外劇場・ごろごろパーク：12日（日）終日～13日（月）17時

その他施設（楽屋除く）：13日（月）9時～17時

上記の時間帯については委託者により施設の利用申請を行っている（使用料約20万円）。

- ・ 上記以外で使用する必要がある場合は、受託者にて別途予約をすること。
- ・ 施設使用時間の詳細については、決定後委託者との協議により決定する。

オ 会場設営・撤去時間 ※決定後、委託者との協議により最終決定とする

- 大手町駐車場

設営：10月11日（土）または10月12日（日）

撤去：10月13日（月）イベント終了後、または14日（火）9：00～

- さいき城山桜ホール

設営：10月12日（日）18：00～

撤去：10月13日（月）当日中

- かまえインターパーク、道の駅かまえ

設営：10月11日（土）または10月12日（日）

撤去：10月13日（月）当日中

カ 開催内容 ※キ 留意事項（カ）（キ）（ク）参照

- ・ ステージイベント、パブリックビューイング、各ブースの設置など

キ 留意事項

（ア） イベント全体

- 企画提案にあたっては、本業務の目的を十分に理解したうえで、全体的なコンセプトを設定し、実現性の高い具体的な内容とすること。
- レースと一体となり、さいき城山桜ホール付近のフィニッシュ地点を中心として賑わいを創出する企画とすること。
- 佐伯市の魅力 PR に繋がるよう、地場企業や周辺の飲食店、施設、業者等を積極的に活用すること。
- 大会運営に関しては、ツール・ド・九州2025実行委員会（以下、実行委員会という）よりレース運営を委託されている業者との円滑な連携が可能となるよう調整すること。
- 各ブースで設置するテントの大きさは基本的に2k×3kテント程度とし、側幕を設置するものとする。
- 実行委員会にてビジョンカー1台、LEDビジョン1台を用意する計画があるため、委託後に実行委員会と調整の上で最終的なレイアウトを決定すること。
- 飲食物の提供に際し、保健所や消防署に必要な届け出又は申請を行うこと。
- 悪天候、自然災害の発生や感染症拡大の状況、その他やむを得ない事情が発生した場合の開催については、実行委員会の指示に従うこと。

（イ） 会場計画について

- 会場イメージ図、会場全体のレイアウトを提案すること。

- こども、高齢者、障がい者を含む来場者の動線、イベント出演者等の動線に配慮すること。また、会場周辺通行者等との安全確保にも配慮すること。
- 緊急時の危機管理体制や運用における安全対策等のマニュアルを作成し、来場者の安全を確保すること。
- 会場内における会場装飾（各種サイン含む。）案を記載すること。
- 設営・撤去、物品の搬入出に際しては適切に専任スタッフ等を配置し、参加者・出演者等の安全管理、設営物の円滑かつ安全な搬入出及び盗難・破損・汚損の防止策を講じること。
- 大手町駐車場に本部を設置すること。

(ウ) 警備計画の作成

- 駐車場（(セ) 参照）、メイン会場、観戦スポットの各会場の夜間警備を含む警備計画を作成のうえ、必要箇所へイベント警備スタッフの配置、案内看板の設置を行うこと。
- 大会の円滑な実施のため、イベント警備はコース警備と連携すること。

(エ) パブリックビューイング（以下「PV」という。）について

※レイアウト案については別紙 2, 3 参照

- メイン会場にビジョンカー、LED ビジョンを設置し、レースを常時観戦できるようにすること。
ビジョンカーはステージイベント会場である大手町駐車場に設置し、LED ビジョンの設置場所は委託者との協議により決定とする。
- 観戦スポットであるかまえインターパーク、道の駅かまえへモニター等を設置し、レースを常時観戦できる状態にすること。
- メイン会場や観戦スポットに設置するビジョンカー、モニター等については、それぞれ 10 月 13 日（月・祝）のレース開始前までに映像配信が可能な状態とすること。

(オ) 救護体制

- 怪我や熱中症等の対応を行うため、大手町駐車場へ看護師及び救護セットの準備、救護所の配置を行うこと。

(カ) ステージイベントについて

- 大手町駐車場にてステージイベントを開催すること。
- 当日は実行委員会主催のステージイベントが実施されるため、別に指定された時間内で PV 以外のステージイベントを実施すること。
また、委託者側で別に調整するコンテンツ（現在、キャラクターの出演予定、イベント MC の候補者あり）がある場合は、調整が必要となる。
- 当日はレース最終日であり表彰式なども行われるため、多くの観客にレース終了後も会場に留まってもらうよう、観客の関心を集めるようなコンテンツとすること。コンテンツ内容詳細については、委託者との協議により決定する。
- 雨天時もステージイベントを実施できるよう、雨を凌ぐことができる構造とすること。

(キ) ブース等について ※別紙 3, 4 を参照

- メイン会場（大手町駐車場、さいき城山桜ホール）へブース等の設置を行うこと。
- 佐伯市の魅力 PR に繋がるよう、地場企業や周辺の飲食店、施設、業者等を積極的に活用すること。

(a) さいき城山桜ホール（野外劇場・ごろごろパーク）

① キッチンカー

- ・ キッチンカーを 10 台程度出店させること。

② その他

- ・ さいき城山桜ホールの利用規則に沿う形で実施可能な、その他賑やかしについては自由提案とする。

(b) さいき城山桜ホール（ホールが管轄する（a）以外の施設について）

- ・ さいき城山桜ホールは、当日イベント開催時間において楽屋以外の全館の利用申請を行っているため、（a）以外の施設の使用については施設の利用規則に沿う形の中で自由提案とする。

(c) 大手町駐車場

※①～③のブース数を計 30 店舗程度とする

① 飲食ブース

- ・ 大分県内の飲食物が PR できるブースの出展を行うこと。
キッチンカーも可とする。

② 協賛ブース

- ・ 実行委員会が募集している協賛ブースのテントを設置し、出展調整を行うこと。
なお、協賛ブース数が想定を下回り、テントに余りが生じた場合は委託者と協議を行う。

③ その他 PR ブース

- ・ 委託者にて別にブースの調整を行う場合は、必要数のテントを設置すること。

(ク) 観覧エリアについて

- 大手町駐車場にステージイベント、PV の観客用の観覧エリアを設けること。
- 大手町駐車場の観覧エリアには、200 人程度が収容可能でかつ前方のステージイベント等が観戦できるようテントを設置すること。
- 観戦スポットであるかまえインターパーク、道の駅かまえへモニターを見るための観覧エリアを設けること。
- テーブル及び椅子の設置数については、概ね以下のとおりとすること。ガーデンチェア、ガーデンテーブルも可とする（数量変更可能とする）。
 - ・ 大手町駐車場
テーブル：130 卓程度 椅子：500 脚程度
 - ・ かまえインターパーク
テーブル：36 卓程度 椅子：216 脚程度
 - ・ 道の駅かまえ
テーブル：15 卓程度 椅子：90 脚程度

(ケ) ごみの処理について

- 各会場におけるゴミ箱の設置数については概ね以下のとおりとすること。
 - ・ 大手町駐車場・さいき城山桜ホール：計 10 個
 - ・ かまえインターパーク：5 個

- 道の駅かまえ 4個
 - 収集運搬及び処理を行うこと（ゴミの処理については、佐伯市の法令に基づき行うこと）。
 - ごみ収集場所については、観客に見えないようにするなどの配慮をすること。
 - (コ) 仮設トイレの設置について
 - 来場者のプライバシーに配慮し、目隠し幕の設置等対策を講じること。
 - (a) メイン会場
 - 設置するトイレは様式トイレとし、男性用5棟、女性用5棟程度とする。
 - (b) 観戦スポット
 - 必要に応じて予算の範囲内で設置を行うこと。
 - (サ) 来場者アンケートの実施について
 - 観客アンケートを実施すること。アンケートの実施方法、アンケート内容については委託者と協議のうえ決定する。
 - (シ) 来場者数の把握、店舗の売り上げ確認
 - メイン会場、観戦スポットの来場者数の把握、出展ブースの売り上げ等の把握を行うこと。
 - (ス) チラシの作成について
 - 大会当日用のイベント会場マップを作成し、当日配布を行うこと。
 - 当日イベントの事前周知を目的に賑わいエリアイベントの概要チラシを作成すること。
 - (セ) 駐車場について ※別紙5参照

以下の駐車場を来場者駐車場として利用すること。

 - 佐伯小学校 約100台
 - 池船スポーツ公園 約300台
 - 佐伯市役所 約150台
 - 佐伯市立佐伯城南中学校 約200台
 - 道の駅かまえ 一般駐車場 普通車96台
 - かまえインターパーク 一般駐車場 普通車121台

なお、以下の駐車場を関係者駐車場として使用する予定である。

 - 大分県立佐伯鶴城高校
- (2) 当日のイベント運営
- ア 会場設営・撤去
- イベント実施にあたり必要な資機材の設営・撤去を行うこと。また、作業にあたっては安全に十分配慮すること。
 - 駐車場等でグラウンド利用の際は、整地までを含む。
- イ イベント保険への加入について
- 来場者の怪我・熱中症への対応を含む、イベント賠償責任保険へ加入すること。
- ウ 来場者数の把握
- イベント会場にスタッフを配置し、来場者数を把握すること。
- エ イベントの進行管理

タイムスケジュールに従い、適切にイベント進行管理を行うこと。

(3) イベント実績の報告

ア 成果物の提出

- (ア) 業務概要
- (イ) 業務の成果
- (ウ) 実施状況写真（ステージイベント、ビジョン、各ブース、観覧エリア、仮設トイレ等）
- (エ) 今後の改善点
- (オ) その他、必要と認められる書類

イ 提出方法

電子データ（PDF形式）

ウ 提出期限

令和7年11月30日

エ 留意事項

成果物の提出後、委託者の確認を受けること。

6 業務の進め方

- (1) 受託者は業務に先立ち、業務スケジュール・体制計画等を作成し、委託者の承諾を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解したうえで、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (3) 適切な業務体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施にあたっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打合せを行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。
- (5) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を確認するために資料等を要求された場合は速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、別途開催される会議等がある場合には、必要な資料を提供するとともに、必要に応じて出席すること。

7 付記事項

本業務遂行にあたり、受託者から提案されたイベント企画案等について、委託者と受託者との協議により、その内容を変更・修正できるものとする。

8 著作権

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納品される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該

既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

また、著作権に関わる紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。

(4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

(5) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

9 貸与資料

委託者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受託者に貸与するものとする。受託者は本業務の完了後、速やかに借用した資料を委託者に返却しなければならない。

10 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

11 補則

本仕様書に疑義のある場合及び定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。